

令和元年12月4日
地域振興部地域振興課

使用料等の見直しについて

1 使用料等の分析について

(1) 検証結果

- ・ 将来の改修、改築等に多額の経費がかかることを見据え、30年度決算分析より、「統一的な基準」による固定資産台帳を活用し、維持管理コストへ物件費・人件費に加えて、新たに「減価償却費」を算入。
- ・ 維持管理コストと最大徴収使用料の乖離は引き続き拡大傾向にあり、減価償却費算入により更なる拡大。

【参考：乖離率の推移（28年度～30年度）】

施設系統	28 決算	29 決算	30 決算 ※現状	減価償却費を 算入した場合
文化センター系	1.14	1.24	1.33	1.83
スポーツ施設系	1.13	1.20	1.38	2.10
区民館系	1.18	1.22	1.25	2.23
全施設	1.18	1.26	1.48	2.15

※数値は、維持管理コスト／最大徴収使用料

(2) 改定方針（令和2年10月より適用）

- ・ 維持管理コストは、今後も物価・労務費の上昇など、引き続き増加していくことが見込まれる。区としても、効率的な運営、人員の適正化等による一層のコスト削減に努める必要があるが、その一方で、節減努力のみで現状の乖離を解消するのは限界がある。
- ・ しかしながら、従来の、「乖離の1/2ずつを行政（コスト縮減）と区民（使用料）で負担」とすると、カテゴリごとに見ると大きなバラつきが生じ、全施設で見た場合でも、使用料等を50%程度引き上げる必要がある。
- ・ 減価償却費算入開始による使用料等の激変緩和措置として、受益者負担1/2の更に1/2を公費負担（公費：受益者＝3：1）とし、また、施設間での改定バランスを鑑み、全施設で20%の引き上げを実施する。

(3) 今後の課題

今回の見直しでは、激変緩和措置として、公費75%の負担としたが、次回の見直し検討時においては、改めて公費と受益者負担の割合について検討を要する。

2 文化・スポーツ施設等駐車場の障害者への利用減免について（令和2年4月より適用）

現在、文化・スポーツ施設の駐車場における障害者への利用減免は基準が異なっている状態にある。障害者のスポーツ・文化芸術分野への参画を推進するため、文化・スポーツ施設等における障害者の駐車場利用は全額免除で統一する。